

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 警察法施行令の一部改正

一 都道府県警察に要する経費であつて国庫が支弁するものに国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な経費を加える。（第二条関係）

二 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改める。（別表第一関係）

第二 警察庁組織令の一部改正

長官官房給与厚生課の所掌事務を改める。（第十一条関係）

第三 附則関係

この政令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。